

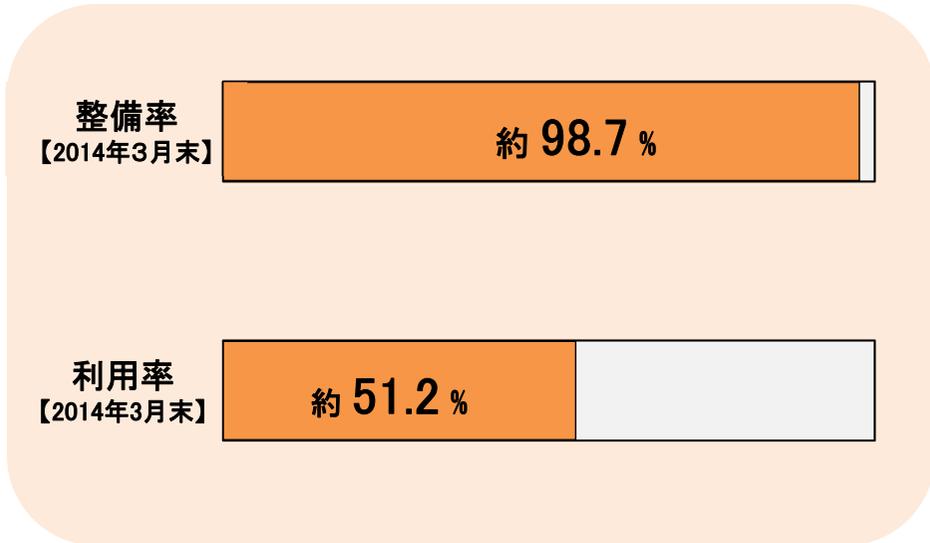
光ファイバ基盤に係る接続制度の在り方

競争ルールの整備を通じた超高速ブロードバンド基盤の普及促進①

現状と2020年代に向けた課題

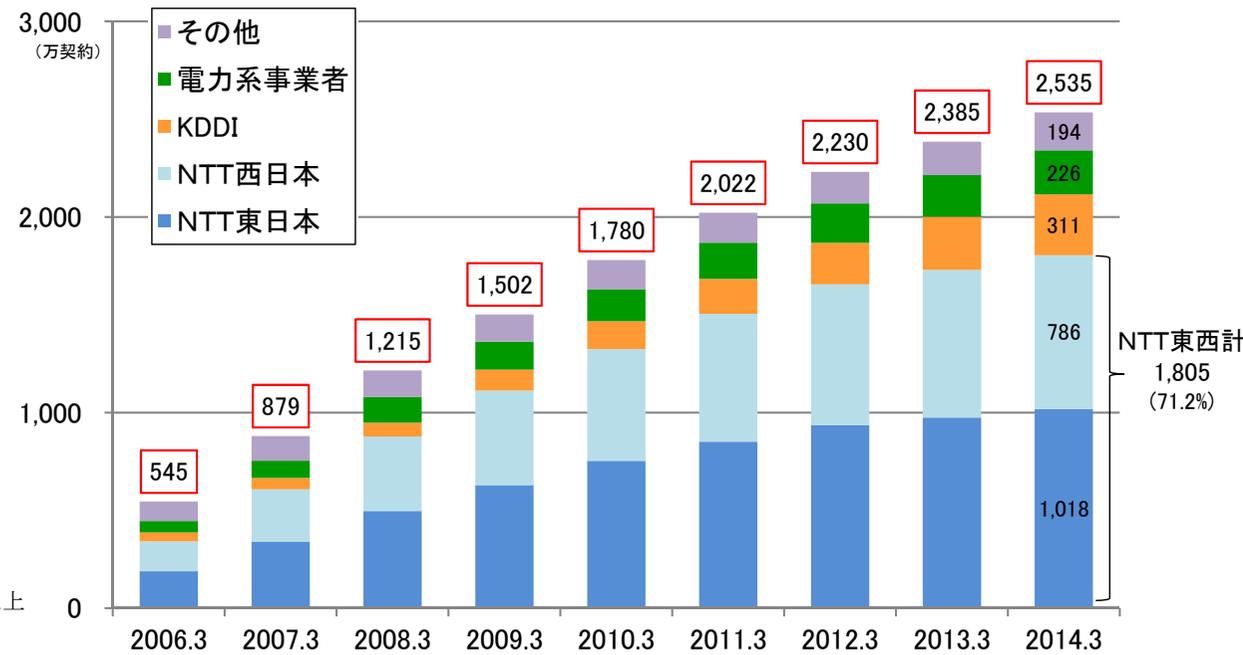
- 固定通信は4K8K等のコンテンツの大容量化や医療・教育等様々なICT利活用促進のために必要になるとともに、モバイル・トラフィックのオフロード、基地局回線の需要増大等により**固定通信と移動通信は相互補完**を果たすものである。このため、通信ネットワークは固定・移動双方を俯瞰した政策が重要であるとともに、設備・サービスの両面での固定通信の重要性がますます高まっている状況に対応することが必要である。
- このような状況の中、超高速ブロードバンド基盤(固定系)の整備率は98.7%(2014年3月末)である一方、その利用率は51.2%(2014年3月末)に留まっており、光ファイバ等の**超高速ブロードバンドの普及促進が課題**となっている。特にFTTH市場におけるNTT東西のシェアは高止まり(2014年3月末:71.2%)し、地域によっては競争が十分に進展していない。
- 以上を踏まえ、2020年代に向けて、設備・サービスの両面での**公正競争の一層の徹底**や、**イノベーションの促進**を通じた、超高速ブロードバンド基盤の高度化・低廉化・強靱化や、超高速ブロードバンド基盤における多彩なサービスの実現が必要となる。

【固定系超高速ブロードバンドの整備率】



※ 固定系超高速ブロードバンド:FTTH、CATVインターネット、FWA(FTTH以外は下り30Mbps以上のものに限る)
 ※ 整備率:固定系超高速ブロードバンドのカバーエリアの世帯数/住民基本台帳の世帯数
 ※ 利用率:固定系超高速ブロードバンドサービスの契約数の総計/住民基本台帳の世帯数

【FTTHサービス契約数の推移】



※ KDDIの契約数には、JCN(2008.3末以降)、CTC(2009.3末以降)及びJCOMグループ(2014.3末以降)等を含む。
 ※ 電力系事業者のシェアには、北海道総合通信網、東北インテリジェント通信、北陸通信ネットワーク、ケイ・オブティコム、四国通信ネットワーク、エネルギア・コミュニケーションズ、九州通信ネットワーク等を含む。

競争ルールの整備を通じた超高速ブロードバンド基盤の普及促進②

基本的方向性

① 光ファイバ基盤に係る接続制度の在り方

競争事業者が「接続」によってFTTH市場に参入することが困難となっている現状※や、光配線区画の見直し等の取組が効果を上げていない状況を踏まえ、固定通信市場における公正競争の促進及びサービス多様性の維持・確保の観点から、**接続料の算定方式を含む接続制度の在り方について、更に検討を深めていくことが適当**ではないか。

※ 「光配線区画」と呼ばれるNTT東西が決定した地理的範囲に存在する潜在的な利用者の数が、一芯当たり40-50世帯にとどまっているため、新規参入事業者が採算の取れるレベルまで利用者を獲得することが困難な市場構造。

② NTT東西による「サービス卸」に関する公正競争確保の在り方

※14ページ参照。

③ NGNの更なるオープン化の在り方

NTT東西のNGNについては、第一種指定電気通信設備制度の下で4機能がアンバンドル化されるなど、既に一定のオープン化が実現しており、今後、NGNの更なるオープン化に向けて、アンバンドル機能の拡充も含め検討を進めることが適当ではないか。

【FTTH市場の現状と課題】

- 固定系超高速ブロードバンドは、コンテンツの大容量化への対応や移動体通信のオフロード需要の高まり等を背景として、社会経済活動や国民生活に不可欠な基盤としてその重要性がますます高まっている。こうした中、固定系超高速ブロードバンド基盤の**整備率は98.7%**に達する一方、その**利用率は51.2%に留まっており、伸びも鈍化**している。
- FTTH市場では、電力系の電気通信事業者のように自ら加入光ファイバ等の設備を設置して事業展開を行う形態のほか、一種指定設備制度の下で競争事業者がNTT東西の設備を「接続」により利用して事業展開することも可能。
- しかし、「接続」によるFTTHサービスの提供の場合、競争事業者はNTT東西が設定する「**光配線区画**」を前提とした**事業展開**を行う必要があり、**新規参入事業者にとって負担が大きく市場参入が進まないという指摘**がある。実態としてもこの形態によりFTTHサービスを提供しているのは現在2事業者のみとなっている。
- この結果、FTTH市場におけるNTT東西のシェアは、**設備ベースで80%程度、サービスベースで70%程度で高止まり**している。

【制度の現状】

- 固定通信分野では、加入光ファイバ等の設備にボトルネック性があることに着目し、**接続料や接続条件の公平性、透明性等を確保するための接続制度(一種指定設備制度)が整備**されている。
- 具体的には、一種指定設備を設置する事業者に対し、当該設備との**接続に関する接続料や接続条件について接続約款を策定し、総務大臣の認可を受ける義務**や、他事業者と接続協定を締結する際に一律に**認可接続約款を適用する義務**等が課せられている(☞ 参考1)。
- NTT東西は、他事業者が加入光ファイバを利用する際の接続料や接続条件を定めた**接続約款を策定し、平成13年に認可**を受けている。現行法令上は、加入光ファイバの接続料の設定単位について明確な定めはなく、「社会的経済的にみて合理的なものとなるよう設定する」とされている(☞ 参考2)。

【加入光ファイバに係る接続制度の在り方に関する過去の検討経緯】

- NTT東西が設置した加入光ファイバに係る接続料は、現在は「芯線単位」で設定（☞ 参考3）されており、競争事業者はNTT東西が設定する「光配線区画」を前提とした事業展開を行う必要がある（☞ 参考4）が、新規参入事業者にとって採算が取れるレベルまで1芯線を共有する利用者の数を増やすことが困難な構造となっている点を改善するため、過去には、「分岐単位」で設定する方法（☞ 参考5）に変更してはどうかという議論（☞ 参考6）が行われた。
- 過去の議論では「分岐単位接続料」を導入すべきとの結論に至らず、直近の情報通信行政・郵政行政審議会第二次答申（平成24年3月）では、光配線区画の拡大やその補完的措置としてのエントリーメニューの導入といった新規参入の促進策が提言されたが、答申を踏まえた取組は十分に進んでいない（☞ 参考7）。

【論点】

- FTTHサービスが社会経済活動や国民生活に不可欠な社会基盤としての重要性を増す中で、事業者間の競争を促進することによってFTTHサービスの更なる高度化・多様化を図り、伸び悩む利用率の向上につなげることが必要ではないか。
- 加入光ファイバについては、（光配線区画に係る）物理的な制約がある中で競争を促進するためには「分岐単位」で接続料を設定することが必要という意見がある一方で、「分岐単位接続料」を導入した場合には設備利用効率が低下するとともに、設備投資インセンティブが損なわれるという意見もある。

こうした状況を踏まえ、接続料の算定方式を含む加入光ファイバに係る接続制度の在り方について、以下の点を踏まえて、情報通信審議会接続政策委員会において、より専門的な知見に基づく検討に着手することとしてはどうか。

- 競争事業者の事業展開がNTT東西の設置する「光配線区画」に大きく左右され、特に事業の初期段階において高いハードルとなっている実態
- これまでの「光配線区画」の見直しやエントリーメニューの導入の取組に関する評価
- NTT東西と競争事業者がいずれも利用していない未利用設備に係る費用や共通経費等に関する負担の在り方
- 加入光ファイバ等の設備利用効率の向上
- 設備投資インセンティブに対する配慮

競争を促進するためには分岐単位で接続料を設定することが必要

- ◇ ネットワーク事業者の数は物理的な制約のためにそれほど増えることがない中で、固定通信においても競争を促進させるためには、設備競争だけではなくサービス競争の活性化施策をとることが重要。
- ◇ 「サービス卸」の料金が、「利用者単位」で料金設定される場合には、OSU専用方式の「分岐単位接続料」は検討対象になってこざるを得ない。
- ◇ これまでの判断はその当時の環境下では意味があったと思うが、「分岐単位接続料」については、エントリーメニューを利用する事業者はいないという事実もわかったし、更に我々が受け止めるべき新しい環境の中で判断するとすれば、新しい展開に向けて一步踏み出すときに来ているといえる。

「サービス卸」の料金が利用者単位である場合、現行の芯線単位接続料では不利になる

- ◇ 光ファイバの接続料が現行の芯線単位のみで、「サービス卸」により1ユーザ当たりの卸料金が設定された場合、接続を利用する事業者が圧倒的に不利になるおそれがある。

「サービス卸」と接続制度は併存されるべき

- ◇ 「サービス卸」でサービスの多様性を確保することは困難であるから、市場全体の中でサービスの多様性を確保するためには、接続メニューにもバラエティを持たせなければならない。
- ◇ 卸と接続が併存すれば、サービスの多様性が確保される可能性があるのではないか。
- ◇ これまで接続制度が競争政策の中核的な役割を担ってきており、「サービス卸」が開始されたとしても、接続制度の存在意義が失われるわけではない。今後、接続と卸が併存可能な電気通信市場環境にするという観点から、規制の在り方について検討すべき。

分岐単位接続料を導入すべき

接続料の低廉化と新規参入が必要

- ◇ 急増するモバイル・トラフィック対策のために固定網へのオフロードとして光の普及・拡大が必要となることから、更なる競争促進によるFTTH普及促進のため、メタルと同様に、**ユーザ単位での接続料の設定と接続料の低廉化を実現すべき。**（ソフトバンク）
- ◇ 光ファイバの1芯単位貸しでは地方では採算が合わないため、NTT東西の光整備済エリアにおいては、ADSLのように**ユーザ単位接続料を設定し、新規参入を促進すべき。**（DSL事業者協議会）
- ◇ **光ファイバの分岐単位接続料は、コストの低減及び利用者料金の低減につながるため、検討を進めるべき。**（ソネット）

OSU専用方式ならイノベーションは失われない

- ◇ ユーザ単位接続料を設定したとしても、接続事業者が**自らOSUを設置する方式も考えられ、その場合は接続事業者独自のサービスも提供可能**であることから、イノベーションが起きなくなるという指摘は適切ではないと考える。（ソフトバンク）

設備事業者は設備利用効率を向上する努力が必要

- ◇ 既存の設備保有事業者は、NTT東西殿の設備利用効率が高まることについて設備構築インセンティブを削ぐと反対するのではなく、サービス競争事業者に設備を貸出すなど**設備利用効率を向上する努力を行うべき。**（ソフトバンク）

現行制度が適当

設備利用効率が低下する

- ◇ 8分の1のコストを負担してもらって残りのコストをどうするのかというモラルハザードの問題で、**投資意欲が失われる点が課題。**（日本電信電話）
- ◇ **收容効率の悪いスプリッタが多く生じることとなり、今後、オリンピックに向けて地下化を進めていく上での問題となる可能性がある。**（日本電信電話）

光配線区画の統合は、今後も必要に応じて進める

- ◇ 既存のユーザが存在しない比較的小さな光配線区画を中心に、隣接する他の光配線区画との統合を進めており、今後も、必要に応じて、統合を進めていく考え。（日本電信電話）

設備設置事業者がコスト面で対抗できなくなる

- ◇ NTT東西のシェアドアクセスの1分岐単位での接続については、当該1分岐単位のシェアドアクセスを利用してFTTHサービスを提供する事業者が実際のコストに見合った**投資リスクを負うことなく市場に参入することになり、これまで設備投資を行って固定系超高速ブロードバンドサービスを提供してきた地域のCATV事業者を始めとする競争事業者はコスト面で対抗できなくなる。**この結果、**自前で設備投資する形でのサービス提供を継続することは非常に困難になる。**（KDDI）

設備投資インセンティブが損なわれる

- ◇ ボトルネック設備を保有し、シェアの高いNTT東西によって、一分岐単位で接続料を設定することや卸取引を行うことは、スケールメリットを持つ**NTT東西が卸市場を完全に支配し、競争事業者の設備投資インセンティブが損なわれ、サービスの高度化・低廉化の妨げになることから認めるべきではなく、設備競争を促進させる環境を確保すべき。**（KDDI）

イノベーションが起きない

- ◇ 一分岐単位の接続料設定による場合も、NTT東・西の設置するOLT等を用いた光サービスをそのまま同じスペックで卸すことと同義となり、**イノベーションが起きない。**（KDDI）

- 平成26年8月26日、DSL事業者協議会、ソフトバンクBB(株)等は、分岐単位接続料の設定等について総合通信基盤局長あての要望書を提出。

要望書の概要(抜粋)

1. 分岐単位接続料の設定

固定通信分野における競争政策については、分岐単位接続料設定が政策目的にも最も合致しており且つ不可欠であることから、基本政策委員会において分岐単位接続料設定の方針を決定していただきたいと考えています。

○ 分岐単位接続料設定議論の経緯と現状の取組の課題

平成24年3月の「加入光ファイバ接続料の算定に関する検討」答申における分岐単位接続料設定議論については、分岐単位接続料設定(OSU共用)の実現性を中心に検討され、その課題を解決することが困難と評価される一方で、分岐単位接続料設定(OSU専用)については、「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」答申(平成20年3月27日)で挙げられた課題を確認するのみで、十分に議論されることがないまま解決方法が未提示と評価されるに留まっています。

○ 分岐単位接続料設定(OSU専用)に対する意見

分岐単位接続料設定(OSU専用)は、接続ルールに則り実施される施策であり、「フレッツ卸」で見られるようなNTTグループ連携や公平性・透明性の懸念はありません。また、一部事業者が主張している大手事業者の市場支配力増大、設備競争消滅のおそれについては、「フレッツ卸」でも同様に発生する課題であり、仮に「フレッツ卸」の実施を認める場合は、分岐単位接続料設定(OSU専用)を実施しない理由とはならないものと考えます。

2. 中間整理に対する見解

仮に、詳細な提供条件が不明確であり且つ公正競争上も課題が多い「フレッツ卸」のみが実施され、より政策目的に合致した分岐単位接続料設定(OSU専用)が先送りされる方針であれば、「フレッツ卸」の実施には断固反対します。

3. 「フレッツ卸」の問題点

○ 卸料金が3,500円程度になった場合、NTT東西のユーザ料金(割引後のNTT西の料金では3,610円)との差分では、営業コスト、請求等の顧客対応コスト等を回収できないため、競争事業者は市場で競争力を持つ料金設定をすることができず、「フレッツ卸」を利用するメリットは全くない。

一方で、NTTドコモの場合には、営業コスト、請求等の顧客対応コスト等は、グループ内のコストの付け替えに過ぎず、また、モバイルの利益を原資に競争阻害的な価格設定を行うことも可能となる。且つNTT東西は、営業コスト、請求等の顧客対応コスト等の費用をかけず、現在と同等以上の利益を得ることが可能となる。

○ 料金競争やサービス競争が期待できない一方で、NTTグループ内優遇、相互補助や競争事業者間の不平等等のリスクが発生する。特に相対取引が認められ、契約内容が非開示となった場合には、そのリスクは更に大きくなるものと考えられる。

- 固定通信は、加入者回線を経由しなければ利用者同士の通信が成り立たないネットワーク構造。
- このため、電気通信事業法では、他の事業者の事業展開上不可欠な設備(加入者回線等)を「第一種指定電気通信設備」として総務大臣が指定し、当該設備を設置する事業者に対し、当該設備との接続に関する接続料及び接続条件の公平性・透明性や、接続の迅速性を確保するための規律を課している。

指定

指定要件: 都道府県ごとに50%超のシェアを占める加入者回線を有すること [第33条第1項]

対象設備: 加入者回線及びこれと一体として設置される設備であって、他の電気通信事業者との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことができない電気通信設備 [同上]

NTT東西の加入者回線等を第一種指定設備として指定 (平成10年)

第一種指定設備を設置する事業者に対する規律

接続約款の策定・公表義務 (認可制)

接続料、接続条件(接続箇所における技術的条件等)について**接続約款を定め、総務大臣の認可**を受けること。[第33条第2項]

②接続会計の整理・公表義務

第一種指定設備の機能に対応した費用等や第一種指定設備との接続に関する収支の状況を整理し、公表すること。[第33条第13項]

③網機能提供計画の届出・公表義務

第一種指定設備の機能を変更等する場合には事前に設備改修日程等の計画を届出・公表すること。[第36条]

認可を受けた接続約款に定める**接続料・接続条件**で接続協定を締結することが原則 [第33条第9項]

【接続約款の認可の要件 [第33条第4項]

- 機能ごとの**接続料**、標準的な**接続箇所**における**技術的条件**等が**適正・明確に定められていること**。
- 接続料**が能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして総務省令(接続料規則)で定める方法により算定された**原価に照らし公正妥当なものであること**。

「機能」は総務省令で規定 (現在は、40機能)

接続料は、機能ごとに当該接続料に係る収入(接続料×通信量等(需要))が、当該接続料の原価に一致するように定めなければならない。 [接続料規則第14条]

- 接続条件が、第一種指定設備に**自己の電気通信設備**を接続することとした**場合の条件**に比して**不利なものでないこと**。
- 特定の事業者に対し**不当な差別的取扱い**をするものでないこと。

- 接続料の水準は、接続料原価を需要で除して得た額とすることが原則である。
- また、接続料の体系は、設備コストの発生の態様を考慮し、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定することを原則としている。

接続料の水準に関する規定の概要

$$\text{接続料} = \frac{\text{接続料原価}}{\text{通信量等(需要)}} \quad [\text{接続料規則第14条}]$$

$$= \frac{\text{第一種指定設備管理運営費} + \text{他人資本費用} + \text{自己資本費用} + \text{利益対応税} + \text{調整額}}{\text{機能ごとの通信量等の直近の実績値}}$$

[接続料規則第8条]

接続料の体系に関する規定

○接続料規則(平成12年郵政省令第64号)

(接続料設定の原則)

第14条 (略)

3 接続料の体系は、当該接続料に係る第一種指定設備管理運営費の発生の態様を考慮し、回線容量、回線数、通信回数、通信時間又は距離等を単位とし、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定するものとする。

○ NTT東西のシェアードアクセス方式(※)の加入光ファイバを他事業者が利用する場合、NTT局舎内の装置(OSU)やユーザ宅内の装置(ONU)を当該事業者が設置・専有することが前提となるため、装置間にある光ファイバについても当該事業者が専用することが必要になる。

※ 設備利用効率を高めるため、ネットワークの途中にスプリッタを挿入して一芯の加入光ファイバを最大8ユーザで共用する方式。

○ このため、NTT東西は、現在、加入光ファイバを他事業者が利用する場合の接続料について、専用する設備の需要量に応じて、すなわち、主端末回線については主端末回線の芯線数を単位として設定している(「芯線単位接続料」)。

ONU:Optical Network Unit (光回線終端装置)
OSU:Optical Subscriber Unit (光回線伝送装置:ONUと対向して光信号を送る装置)

最大8分岐
相互接続点
分岐端末回線(引込線)
局外スプリッタ
主端末回線
き線点
管路・とう道
相互接続点
4分岐
局内スプリッタ
OSU

1芯の光ファイバ(主端末回線)を最大8ユーザで共用

【収容数別に見たユーザ当たり接続料(月額)】

収容数	ユーザ当たり接続料	収容数	ユーザ当たり接続料
1	3,325円	5	1,079円
2	1,921円	6	985円
3	1,453円	7	918円
4	1,219円	8	868円

他事業者 IP網
ISP網

光屋内配線加算額	光信号分岐端末回線	回線管理運営費	光信号主端末回線	局内SP	GE-OLT
185円/分岐端末回線	271円/分岐端末回線	61円/分岐端末回線	2,808円/主端末回線	167円/1局内SP	1,698円/10SU(1Gbps)

NTT東日本：H26年度適用接続料(月額)

収容する利用者が1人であっても、8人であっても、同額の支払いが必要

他事業者が接続料を支払って、NTT東西の加入光ファイバを利用

他事業者が自ら設置

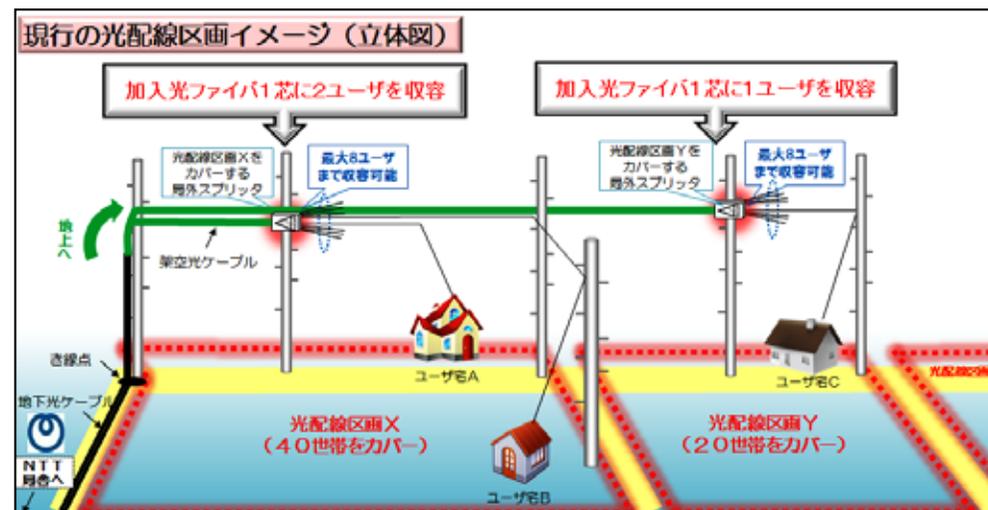
(1)「芯線単位接続料」の場合、接続事業者にとっては、一芯の主端末回線に収容する利用者が1人であっても、8人であっても「芯線単位接続料」の支払いが必要。

⇒ 特に、新規参入事業者にとって負担感が大きいとの指摘が従来からある。

(2)また、コスト抑制の観点からは、主端末回線を共有する利用者数を増加させること、すなわちスプリッタに収容する平均利用者数を増やすことが戦略上重要だが、次の物理的な制約が存在。

ユーザCは、ユーザA、Bとは異なる光配線区画に所在するため、このケースでは、2芯分の加入光ファイバを借りることが必要

- ① 1のスプリッタがカバーする地理的範囲(光配線区画)は、NTT東西が決定。
(隣の区画の利用者を収容することは物理的に不可能)
- ② 1光配線区画に存在する世帯の数は、40-50程度にとどまっている(集合住宅を含む)。
(潜在的な利用者数が物理的に制約される市場構造)

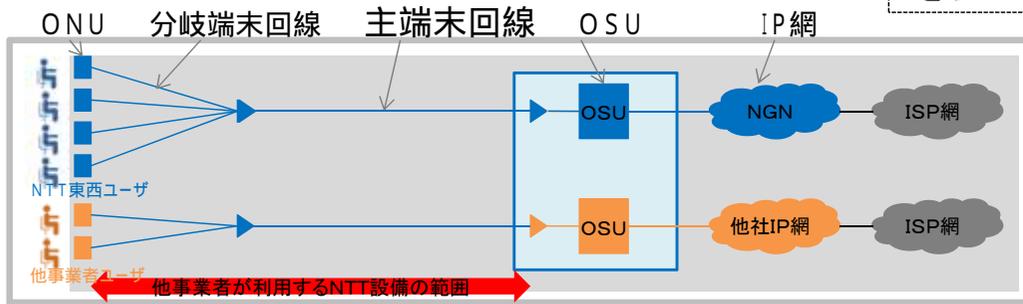


⇒ 主端末回線を共有するユーザ数を採算が取れるレベルまで増加させることが困難となっている。

「分岐単位接続料」とは、主端末回線の芯線単位ではなく、主端末回線に収容する分岐端末回線(=利用者)単位で設定する接続料のこと。これまで、2つの実現方法が議論されてきた。

現行: 芯線単位(OSU専用)

・ 図中、青色の設備はNTT東西の設備、オレンジ色の設備は他事業者の設備
 ・ このページでは、「主端末回線の接続料原価はいずれも360/月」と仮定を置いた。

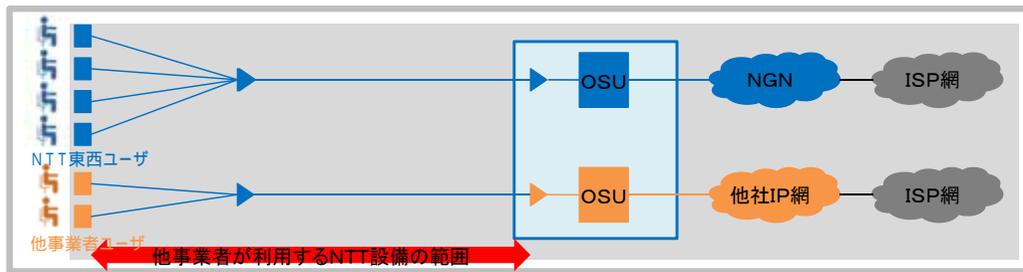


主端末回線(③)の接続料 = $\frac{360}{2 \text{主端末回線}} = 180 / \text{主端末回線}$ 実現済

他事業者の費用負担(1ユーザー当たり) = 自己設置分 ①+④+⑤ + NTT設備利用分(接続料) ②+③ (= $180 \div 2 \text{ユーザー} = 90 / \text{ユーザー}$)

(1) 分岐単位(OSU専用)

ネットワーク構成には変更を加えないまま(各事業者が独自にOSUを設置・専用し、NTT東西の主端末回線を専用したまま)、費用負担方法については、接続料の設定方法(計算方法)を見直す(*)ことにより、接続料を「芯線単位」ではなく、「分岐単位」(利用者単位)で設定する方法
 ※ 設備コストを芯線数で除して得た金額を接続料として定めるのではなく、分岐端末回線数で除して得た金額を接続料として設定する方法

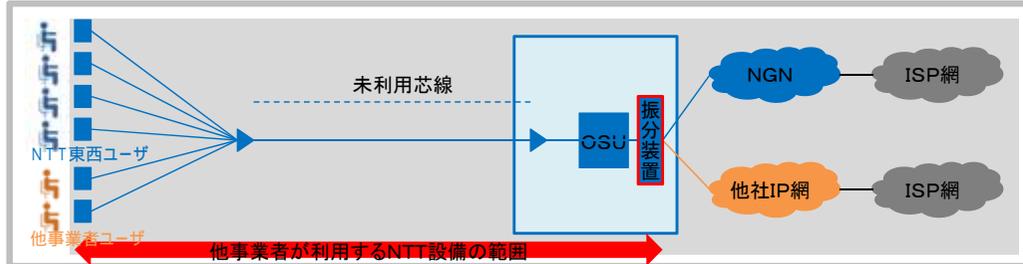


主端末回線(③)の接続料 = $\frac{360}{6 \text{分岐端末回線}} = 60 / \text{分岐端末回線}$ 未実現

他事業者の費用負担(1ユーザー当たり) = 自己設置分 ①+④+⑤ + NTT設備利用分(接続料) ②+③ (= $60 / \text{ユーザー}$)

(2) 分岐単位(OSU共用)

ネットワーク構成について、NTT東西が設置した主端末回線を複数事業者で共有することができるよう、NTT東西の光信号伝送装置(OSU)の上部に振分装置を新たに設置し、OSUを事業者間で共有した上で、費用負担方法については、各事業者が変更後のネットワーク構成に基づき主端末回線の利用分を負担する方法



主端末回線(③)の接続料 = $\frac{360^{(*)}}{6 \text{分岐端末回線}} = 60 / \text{分岐端末回線}$ 未実現

他事業者の費用負担(1ユーザー当たり) = 自己設置分 ⑤ + NTT設備利用分(接続料) ①+②+③ (= $60 / \text{ユーザー}$) + ④

未利用の回線も接続料原価に含まれるため、原価は「360」としている。
 なお、長期的には、接続料原価は、設備の効率化により低下したり、振分装置分上昇したりする可能性もある。

芯線単位接続料

分岐単位接続料

- 過去の議論は、主にOSU共用方式の実現に向けて行われてきたが、導入すべきとの結論には至らなかった。
- 現在は、光配線区画^(※1)の拡大及びその補完的措置としてのエントリーメニュー^(※2)の導入といった方策を講じることとされている。

※1 1のスプリッタがカバーする地理的範囲

※2 「芯線単位接続料」の初年度分の一部を減額して後年度負担とする複数年段階料金

コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について(平成19年3月30日情通審答申)

- 少なくとも現時点において、NTT東西にOSUの共用化を義務付けるべきであると結論づけることは適当ではない。
- OSUの共用化による分岐端末回線単位の接続料設定の妥当性については、NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの検討において、改めて検討することが適当である。

次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について(平成20年3月27日情通審答申)

- 競争事業者間であっても、各社個別に芯線を利用するよりは、コストを低廉化させることが可能であることから、まずは、競争事業者間でのOSU共用の取組を積極的に進めることが適当。しかし、競争事業者間にとどまらず、NTT東西に対しOSU共用を義務付けることは、現時点では必要不可欠とまでは言えない。
- OSU専用は、「1芯当たりの接続料は固定」したままで接続料の低廉化を図るための工夫であるが、OSU専用を実現するよりも、加入光ファイバの1芯当たりの接続料そのものの低廉化を図ることが最も直接的・効果的な措置と考えられる。

情郵審一次答申(平成23年3月29日)

- NTT東西においては、(東日本大震災で損壊した)通信インフラの復旧、基礎的な通信役務の確保等について連携し、可及的速やかにその対策を講じることが当面の優先課題と位置付けられる。
- 分岐単位接続料設定の適否については、平成24年度の加入光ファイバ接続料に係る乖離額の補正申請に向けて一定の結論を得るべく引き続き検討を行う。

情郵審二次答申(平成24年3月29日)

- 依然として様々な解決すべき課題がある「OSU共用」「OSU専用」といった方策を講じるのではなく、光配線区画の拡大及びその補完的措置としてのエントリーメニューの早期導入を図ることが適当。

既存の光配線区画の統合

- 答申を踏まえ、NTT東西は、既存ユーザが存在せず、カバー範囲が小さい既存の光配線区画について、地理的条件や物理的条件による制約がある場合を除き、費用対効果等を踏まえ、隣接する既存の光配線区画(2区画)の統合を進めている。
- しかし、**光配線区画の統合実績は、NTT東日本、NTT西日本ともごく僅かにとどまっております**、1区画当たりの世帯数の増加に寄与しているとはいえない。

(H26.3末時点)

	光配線区画総数	統合実績 (統合された区画数)	統合実績 (統合率)
NTT東日本	706,459区画	約6,100区画	約0.9%
NTT西日本	934,518区画	約7,900区画	約0.8%

「接続事業者向け光配線区画」の新設

- 答申を踏まえ、「接続事業者向け光配線区画」を本格導入(全国展開)するため、一部局舎のエリアにおけるトライアルを実施。
- しかし、**分岐端末回線の接続料が高額となるため、接続事業者から本格導入に向けた利用意向は現時点で示されていない**。



※接続料は平成26年度におけるNTT東日本のもの。なお、「新設後」における分岐端末回線の接続料は、平成25年度接続料をベースに算定されたもの。

エントリーメニューの導入

- 答申を踏まえ、競争事業者のFTTH市場へのエントリーコストを低廉化するため、エントリーメニュー(「芯線単位接続料」の初年度分の一部を減額して後年度負担とする複数年段階料金)が接続約款に盛り込まれたが、これまで利用実績はない。